平成２３年（フ）第２５７号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄3627番地９
債務者　黒住　秀子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
岡山県浅口市寄島町2984番地
債務者　黒住　良平
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
広島県三次市布野町上布野656番地
債務者　渡川　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４２号
広島県三次市布野町上布野656番地
債務者　渡川賢一朗
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２３０６号
札幌市南区澄川５条５丁目５番１号　リベールハイム102号
債務者　小林　千展
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５７号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目13番地７　ＴＨＥ　ＨＯＭＥ宮崎台405、破産申立時の住所埼玉県春日部市備後東６丁目９番８号　エルディムイシカワＣ204
債務者　古林　　大
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
埼玉県春日部市緑町６丁目５番31号
債務者　園木　悦子
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
埼玉県草加市北谷２丁目12番39号レオパレス松原団地第11―104号、旧住所埼玉県蕨市南町４丁目33番３号
債務者　大江　秀幸
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
埼玉県熊谷市中央５丁目９番28号
債務者　大野　昭二
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０１０号
千葉市中央区星久喜町914番地６　メゾンベール星久喜102号
債務者　小林かおり
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３７号
千葉県船橋市咲が丘１丁目32番13号　テラス咲が丘３号棟３号
債務者　菅原　佳子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４４号
千葉市稲毛区長沼町134番地30　コンフォール長沼201号
債務者　古田　夕貴
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６７号
千葉市若葉区若松町2148番地２
債務者　若谷　　浩
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７３号
千葉市若葉区都賀１丁目１番２号　旭ヶ丘母子ホーム
債務者　先田　淳子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８４号
千葉市中央区都町１丁目43番２号　レオパレスシャンブル参番館201号
債務者　元木香里こと　李　　香里
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８８号
千葉市花見川区長作町1231番地11　小川コーポ201号
債務者　高橋麗女こと　邢　　麗女
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０３号
千葉市中央区末広４丁目13番１号
債務者　岡田　輝夫
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係